

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和2年度）

住 所 東京都調布市仙川町二丁目19番地5
 事業者名 小田急バス株式会社
 代表者名 取締役社長 早川 弘之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる乗合バス車両 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-------------|---|---------------------|
| ノンステップバス | 既に全車両がノンステップバスであるため、今後についても新車および代替車について、ノンステップバスを継続購入していく | 計画の通り導入しました。(新規13両) |

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------------|--|-----------------------------|
| 設備を用いた情報提供 | 「運行情報提供システム」を使用して、運行情報を文字及び音声により確実に提供ができるよう、定期的に設備点検を実施していきます。 | 計画通り定期点検を行い、確実な情報提供を実施しました。 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------------------|--|---|
| バス停における乗降しやすさの向上 | 高齢者や障害のあるお客さまが安心して乗降できるように、既存のガードパイプや植栽の改修を拡充していきます。 | 計画通り実施しました。【3箇所（住宅北口下り、多摩川住宅中央下り、ときわ橋下り）】 |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------------|--|--|
| 車内外における情報提供の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・カラー方向幕の拡充（2020年度：15両導入） ・バスロケーションシステムの拡充（2020年度：3停留場） ・スマートフォンなどからの検索により、バス走行位置等が確認できる【小田急路線バスナビ】にて、情報の提供を引き続き実施していきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画を一部変更し導入しました。（新規10両） ・計画通り増設しました。【3箇所（MCC三鷹ビル上・下、公園入口下り）】 ・計画通り「小田急路線バスナビ」を活用した情報提供を継続しました。 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------|--|--------------------|
| 乗務員の技術向上 | 新入運転士に対して、高齢者、障害のあるお客さまへの乗降支援に関するおもてなし・技術向上教育を実施していきます。（2020年度：入社時、6か月後） | 計画通り実施しました。（86名受講） |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|--------------------------|--|--|
| 安心してご利用いただくための適切な音声案内、表示 | 高齢者、障害のあるお客さまが安全・安心してご乗車できますよう、音声・表示案内を活用して、広報活動及び啓発活動を実施していきます。 | 計画通り音声や表示により、安心してご利用いただくための広報・啓発活動を実施しました。 |

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・当社が管理する停留所へ新規に上屋とベンチを1箇所増設しました。【専修大学120年記念館前（川崎市）】 ・ホームページや電話で寄せられるお客さまからのご意見・ご要望を社内で共有するとともに、安全対策やサービス向上施策に反映しました。 ・指導運転士（新人運転士を指導する立場）に、高齢者、障害のあるお客さまへの乗降支援に関するおもてなし・技術向上教育を実施しました。（44名受講） ・異常気象発生時や新型コロナウイルス感染拡大防止、その他緊急事態により運休等を計画した際には、引き続き「小田急バス公式ツイッター」を活用し、前もってお客さまへの情報提供を実施しました。 |
|---|

(3) 報告書の公表方法

| |
|-------------------|
| 当社ホームページにて公表しました。 |
|-------------------|

(4) その他

| |
|------|
| 特になし |
|------|

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況【全社計】

(令和3年3月31日現在)

| | 総車 両数 | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数 | | | | | | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数 | | | | | | |
|----------------------------|----------|------------------------|------------------|------------------|---------|-----------------|---|---------------------------|---|---------------------------|-------------------------|---|-------------------------------|-------------------------|
| | | 計 | ノンステップ バスの車両数 | ワンステップ バスの車両数 | その他の車両数 | | 計 | 基準適用除外認定車両数 | | | その他の車両数 | | | |
| | | | | | 計 | スロープ板を備 えたもの | | リフトを備え たもの | 計 | うちス ロープ板 を備えた もの | うちリ フトを 備えた もの | 計 | うちス ロープ 板を備 えたも の | うちリ フトを 備えた もの |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度車 両数 | 559 | 558 | 558 | | 0 | | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 年度内に 供用を開 始した車 両数 | 559 | 558 | 558 | | 0 | | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 年度内に 供用を廃 止した車 両数 | 6 | 5 | 5 | | 0 | | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 年度末車 両数 | 553 | 553 | 553 | | 0 | | 0 | 0 | | 0 | | | | |

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|--|---|
| (1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。 | ○ |
| (2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | |

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況【東京】

(令和3年3月31日現在)

| | 総車 両数 | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数 | | | | | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数 | | | | | | | |
|----------------------------|----------|------------------------|------------------|------------------|---------|-----------------|---------------------------|---------------|---|---------------------------|-------------------------|---|---------------------------|-------------------------|
| | | 計 | ノンステップ バスの車両数 | ワンステップ バスの車両数 | その他の車両数 | | 計 | 基準適用除外認定車両数 | | その他の車両数 | | | | |
| | | | | | 計 | スロープ板を備 えたもの | | リフトを備え たもの | 計 | うちス ロープ板 を備えた もの | うちリ フトを 備えた もの | 計 | うちス ロープ板 を備え たもの | うちリ フトを 備えた もの |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度車 両数 | 455 | 454 | 454 | | 0 | | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 年度内に 供用を開 始した車 両数 | 455 | 454 | 454 | | 0 | | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 年度内に 供用を廃 止した車 両数 | 2 | 1 | 1 | | 0 | | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 年度末車 両数 | 453 | 453 | 453 | | 0 | | 0 | 0 | | 0 | | | | |

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|--|---|
| (1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。 | ○ |
| (2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | |

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況【神奈川】

(令和3年3月31日現在)

| | 総車 両数 | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数 | | | | | | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数 | | | | | | | |
|----------------------------|----------|------------------------|------------------|------------------|---------|-----------------|---|---------------------------|---|---------------------------|-------------------------|---|---------------------------|-------------------------|--|
| | | 計 | ノンステップ バスの車両数 | ワンステップ バスの車両数 | その他の車両数 | | 計 | 基準適用除外認定車両数 | | | その他の車両数 | | | | |
| | | | | | 計 | スロープ板を備 えたもの | | リフトを備え たもの | 計 | うちス ロープ板 を備えた もの | うちリ フトを 備えた もの | 計 | うちス ロープ板 を備え たもの | うちリ フトを 備えた もの | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度車 両数 | 104 | 104 | 104 | | 0 | | 0 | | | | | | | | |
| 年度内に 供用を開 始した車 両数 | 104 | 104 | 104 | | 0 | | 0 | | | | | | | | |
| 年度内に 供用を廃 止した車 両数 | 4 | 4 | 4 | | 0 | | 0 | | | | | | | | |
| 年度末車 両数 | 100 | 100 | 100 | | 0 | | 0 | | | | | | | | |

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|--|---|
| (1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。 | ○ |
| (2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | |

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。